

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日 総情促第28号
最終改正：令和8年1月27日 総情活第9号

（通則）

第1条 情報通信利用促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）、民間事業者又は地方公共団体等が行う業務又は事業に必要な経費を補助することにより、通信・放送事業分野に属する事業の振興を図り、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

（交付の対象及び補助率等）

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、機構、民間事業者又は地方公共団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付の対象となる業務又は事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

（1）手話翻訳映像提供促進助成金交付業務

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号。以下「障害者利用円滑化法」という。）第4条第1号に基づき放送番組に合成して表示される手話翻訳映像の提供に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（これに附随する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

（2）字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務

障害者利用円滑化法第4条第1号に基づき字幕番組、解説番組又は手話番組の制作に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（これに附随する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

（3）生放送字幕番組普及促進助成金交付業務

障害者利用円滑化法第4条第1号に基づき生放送番組への字幕付与に係る機器の整備に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務（これに附随する業務を含む。）であって、機構が行うものをいう。

（4）先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業

我が国の放送コンテンツの海外流通の推進を目的として、国内でコンテンツを製作する者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツ（以下「実写コンテンツ」という。）

の制作における、先進的な設備又は放送機材（以下「先進的設備等」という。）の取得又は使用に要する経費及び先進的設備等を活用する制作に要する経費を助成する事業であって、民間事業者等が行うものをいう。

(5) 利用者向けデジタル活用支援推進事業

情報通信技術を用いた情報の活用（以下「デジタル活用」という。）に係る機会又は必要な能力における格差を是正することを目的として、デジタル活用に関する支援を要する者に対し、デジタル活用による行政手続におけるサービスその他のデジタル活用による国民生活におけるサービスの利用方法に関する助言、相談その他の必要な支援を行う事業の費用を助成する事業であって、民間事業者等が行うものをいう。

(6) 地域サテライトオフィス整備推進事業

テレワークを行うサテライトオフィスの整備を支援することにより、国民が地域によらずテレワーク環境を享受できる社会環境の整備の促進を目的とし、一定のセキュリティ水準を確保した他人の用に供するサテライトオフィスの整備に係る事業の費用を助成する事業であって、地方公共団体（都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く）又は当該地方公共団体を一以上含むコンソーシアムの代表団体である次に掲げる法人格を有する組織（以下「サテライトオフィス整備主体」という。）が行うものをいう。

ア 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく株式会社及び持分会社

イ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）に基づく特例有限会社

ウ 組合等

① 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合

② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合

③ 商工会議所法（昭和２８年法律第１４３号）に基づく商工会議所

④ 商工会法（昭和３５年 法律第８９号）に基づく商工会及び商工会連合会

⑤ 商店街振興組合法（昭和３７ 年法律第１４１号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

⑥ 農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

⑦ 水産業協同組合法（昭和２３年法律第２４２号） に基づく水産業協同組合

⑧ 森林組合法（昭和５３年法律第３６号）に基づく森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

⑨ その他、大臣が適当と認める組合

エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８ 号）に基づく一般社団法人及び一般財団法人

オ 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第９号の２に定める一般社団法人及び一般財団法人並びにその他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除

く。))

カ 公益法人認定法（平成18年法律第49号）に基づく公益社団法人及び公益財団法人

キ 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療法人

ク その他大臣が適当と認める法人

- 3 前項(1)から(3)までの業務にあつては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、機構に対して、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、補助事業ごとに別表第1から別表第3までのとおりとする。
- 4 第2項(4)及び(5)の事業にあつては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、民間事業者等に対する補助対象経費及びその区分並びに補助率は、補助事業ごとに別表第4及び別表第5のとおりとする。
- 5 第2項(6)の事業にあつては、補助事業を実施するために必要な経費のうち、サテライトオフィス整備主体に対する補助対象経費及びその区分、補助率並びに上限額は別表第6のとおりとする。

（交付の申請）

- 第4条 機構、民間事業者又はサテライトオフィス整備主体等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに補助金交付申請書（様式第1-1から様式第1-6までの該当する様式）を大臣に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項(4)から(6)までの事業の補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

- 第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2-1から様式第2-6までの該当する様式）をもって申請者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。
 - 3 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。
 - 4 大臣は、申請に対し不交付の決定をしたときには、不交付決定通知書（様式第3）をもって申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助金の交付決定通知を受けた機構、民間事業者又はサテライトオフィス整備主体等（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の経理等）

第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。）の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

3 大臣は、前項の期間内は、いつでも、第1項の帳簿及びすべての証拠書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

（計画変更の承認等）

第8条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 経済事情や技術の進歩に即応してシステムを変更する場合で、補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、能率的な補助事業の目的の達成に資するようなもの

イ 補助事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、補助事業の目的の達成に支障を及ぼさないもの

（2）第3条第2項(6)の事業にあつては、補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、直接経費総額の20パーセント以下の流用の場合を除く。

（3）第3条第2項(4)及び(5)の事業にあつては、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分額のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合を除く。

（4）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事故の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第5による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

- 第10条 補助事業者は、大臣の要求があったときは、補助事業の遂行状況及び収支の状況について様式第6により大臣に報告しなければならない。
- 2 第3条第2項(6)の事業については、大臣は、第2条の目的の達成するために必要な限度において、補助事業者に対して次に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 総務省の職員等を補助事業者の事業所等へ派遣し、補助事業の実施に立ち会わせること
- (2) (1)の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施に必要な指示を行うこと（当該指示が計画変更に係る場合は、第8条に規定するところによるものとする）
- 3 前項の規定は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間は、なお効力を有するものとする。

(予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業ごとに情報通信利用促進支援事業費補助事業実績報告書（様式第7-1から様式第7-6までの該当する様式）を大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となった場合であって、大臣の承認を受けたときは、この限りでない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、補助事業ごとにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第2項の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。
- 2 前項の交付すべき補助金の額は、補助事業ごとに次のとおりとする。
- (1) 第3条第2項(1)から(3)までの業務については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれ

か少ない額

(2) 第3条第2項(4)から(6)までの事業については、補助金の額の実績額と交付決定額のいずれか少ない額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令をした日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第14条 補助金は、前条第1項又は第2項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 大臣は、第8条第1項(4)の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他適正化法(適正化法に基づく命令を含む。)又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 第3条第2項(6)の事業については、大臣は、以下の場合に補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

4 補助事業者は、大臣が前3項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金の支払を受けているときは、大臣の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

5 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者がその命令に係る補助金の支払を受けた日から納付の日までの期間において、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 第3条第2項(4)から(6)までの事業については、補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速や

かに様式第9の報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第13条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（契約）

第17条 補助事業者は、補助対象経費の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（債権譲渡の禁止）

第18条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合には、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（財産の管理等）

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第11による取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、その管理に係る取得財産等を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 5 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第20条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（大臣が別に定

める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

（運用状況の報告）

第21条 第3条第2項(6)の事業にあつては、補助事業者は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後30日以内に補助事業により整備した設備等の運用状況について、補助金確定額、補助事業に係る収益額、控除額、本年度までの補助事業に係る支出額、基準納付額、前年度までの補助事業に係る国への累積納付額、本年度納付額を大臣に提出しなければならない。

（収益納付）

第22条 大臣は、前条の報告書により、補助事業者に当該補助対象事業の実施結果の運用によって相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計を上限とする。

3 納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

4 収益納付を命ずることができる期間は、補助対象事業となった研究開発等が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

（間接経費執行実績報告）

第23条 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に従い、間接経費を適正に執行しなければならない。

2 間接経費受入機関は、補助事業が完了した年度の翌年度の6月30日までに、前項に掲げる共通指針に従って作成された間接経費執行実績報告書を、大臣に提出しなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第24条 第3条第2項(4)及び(5)の事業の実施に当たっては、次の各号の定めるところによる。

(1) 補助事業者は、補助事業の開始前に、当該補助事業により助成する費用（以下「間接補助金」という。）の交付の手續等について第4条から第21条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第14条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を当該間接補助金の交付決定通知を受けた民

間事業者等に支払わなければならない。

- (4) 第3条第2項(4)の事業については、大臣は、間接補助金の交付決定通知を受けた民間事業者等に、当該間接補助金の交付を受けて制作した実写コンテンツ又は取得した先進的設備等若しくはその双方の活用により相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命ずることができる。
- (5) 第3条第2項(5)の事業については、大臣は、間接補助金の交付決定通知を受けた民間事業者等に、当該間接補助金の交付を受けてデジタル活用に関する助言、相談その他の必要な支援を行った際に相当の収益が生じたと認められる場合は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付すべき旨を命ずることができる。

(申請書等の提出部数)

第25条 この要綱に定める書類の提出部数は1部とする。

(報告の公表)

第26条 第3条第2項(6)の事業については、大臣は、第10条第1項並びに第12条第1項及び第2項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第27条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条第1項の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第9条の規定に基づく事故の報告、第10条の規定に基づく状況報告、第11条の規定に基づく予定の期間内に完了しないおそれが生じた場合の報告、第12条の規定に基づく実績報告、第14条第2項の規定に基づく補助金の支払請求、第16条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第19条第3項若しくは第4項の規定に基づく財産の管理等の報告、第23条第2項の規定に基づく間接経費執行実績報告、第24条(1)の規定に基づく交付規定の承認申請又は同条(2)の規定に基づく間接補助金交付に係る返還等の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第28条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第5条第1項若しくは同条第4項の規定に基づく通知、第8条第1項の規定に基づく承認、第9条の規定に基づく指示、第10条第1項の規定に基づく要求、第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく承認、第13条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第4項の規定に基づく納付命令（第16条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づく取消し、同条第5項の規定に基づく納付命令、第16条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第5項の規定に基づく納付命令（第20条第2項の規定において準用する場合を含む。）、第20条第1項の規定に基づく承認、第22条第1項の規定に基づく納付命令、第24条(1)の規定に基づく承認、同条(2)の規定に基づく指示又は同条(4)及び(5)

の規定に基づく納付命令について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第 29 条 第 3 条第 2 項(6)の事業については、補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。また、第 4 条の規定による補助金交付申請書の提出を以て、これに同意したものと見なすものとする。

（その他必要な事項）

第 30 条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報通信技術開発支援等事業費補助金交付要綱（平成 16 年 3 月 31 日総情通第 45 号。以下「補助金要綱」という）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、補助金要綱により現に補助金が交付又は交付決定されている通信・放送新規事業助成金交付業務、身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務、字幕番組、解説番組等制作促進助成金交付業務、通信・放送身体障害者利用円滑化事業関連情報提供業務、通信・放送融合技術開発促進助成金交付業務及び通信・放送融合技術開発システム整備業務については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行前に補助金要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときは、この附則に別段の定めがあるものを除き、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている通信・放送新規事業助成金交付業務及び身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金交付業務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務については、なお従前の例による。
- 3 平成30年度に交付決定を行う字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務については、改正前の要綱の規定による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月2日から施行する。
- 2 令和元年度補正予算及び令和2年度一般会計予算に実施される事業については、この要綱中第3条第2項(8)及び別表第8の規定にかかわらず、次のように読み替えて適用することができる。

(交付の対象及び補助率等)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、機構、民間事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の対象となる業務及び事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

(8) 放送コンテンツ海外展開強化事業

地域産業の海外展開の拡大、観光の促進等を目的として、我が国の経済活性化に資するコンテンツを制作し、海外において放送又は動画配信する事業の費用を助成する事業であって、民間事業者等が行うものをいう。

別表第 8

補助対象経費		補助率
区分	内容	
(1) 放送コンテンツ海外展開強化事業費	地域産業の海外展開の拡大、観光の促進等を目的として、我が国の経済活性化に資するコンテンツを制作し、海外において放送又は動画配信する事業の費用を助成するために要する経費	定額
(2) 業務管理費	放送コンテンツ海外展開強化事業の執行に係る経費	定額

- 3 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 7 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務又は事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 月 2 7 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている業務又は事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

手話翻訳映像提供促進助成金交付業務

補 助 対 象 経 費	補 助 率
手話翻訳映像提供促進助成金交付業務に係る経費	定 額

別表第 2（第 3 条関係）

字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務

補 助 対 象 経 費	補 助 率
字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務に係る経費	定 額

別表第 3（第 3 条関係）

生放送字幕番組普及促進助成金交付業務

補 助 対 象 経 費	補 助 率
生放送字幕番組普及促進助成金交付業務に係る経費	定 額

別表第 4（第 3 条関係）

先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業
補助対象経費の区分等

補助対象経費		補助率
区分	内容	
（１）先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業費	我が国の放送コンテンツの海外流通の推進を目的として、先進的設備等を取得又は使用し、実写コンテンツを制作する事業の費用を助成するために要する経費	定額
（２）業務管理費	先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業の執行に係る経費	定額

別表第 5（第 3 条関係）

利用者向けデジタル活用支援推進事業
補助対象経費の区分等

補助対象経費		補助率
区分	内容	
(1) 利用者向けデジタル活用支援推進事業費	デジタル活用に関する支援を要する者に対し、デジタル活用による行政手続におけるサービスその他のデジタル活用による国民生活におけるサービスの利用方法に関する助言、相談その他の必要な支援を行う事業の費用を助成するために要する経費	定額
(2) 業務管理費	利用者向けデジタル活用支援推進事業の執行に係る経費	定額

別表第 6（第 3 条関係）

地域サテライトオフィス整備推進事業

補助対象経費の区分等

補助対象経費		補助率
区分	内容	
（１）直接経費	ア 物品費 イ 人件費・謝金 ウ 旅費 エ その他	1／2（上限 2 千万円）以内
（２）一般管理費	（１）の合計額の 1／10 以内	

様式第 1－1（第 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第 1－2（第 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第 1－3（第 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 生放送字幕番組普及促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第 1－4（第 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第 1－5（第 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 利用者向けデジタル活用支援推進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

様式第 1－6（第 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金交付申請書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、上記補助金の交付について、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地域サテライトオフィス整備推進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業に要する経費の額
- 4 補助対象経費の額
- 5 補助金交付申請額
- 6 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額の配分額
- 7 同上の額の算出基礎
- 8 補助事業の開始及び完了年月日

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 17 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項（及び第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 手話翻訳映像提供促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定めるところに従わなければならない。

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 17 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項（及び第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 字幕番組、解説番組及び手話番組制作促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定めるところに従わなければならない。

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 17 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項（及び第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 生放送字幕番組普及促進助成金交付業務
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定めるところに従わなければならない。

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 17 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項（及び第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定めるところに従わなければならない。

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項（及び第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 利用者向けデジタル活用支援推進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定めるところに従わなければならない。

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項（及び第 3 項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 地域サテライトオフィス整備推進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の額
- 4 補助事業に要する経費の額
- 5 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 1 日総情促第 28 号。以下「交付要綱」という。）第 8 条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 6 補助事業の遂行計画
- 7 補助金の額の確定に関する事項
- 8 補助金の交付の申請の取下げの期限
- 9 財産処分の制限
- 10 補助事業の実施に当たっては、交付要綱の定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）の定めるところに従わなければならない。

様式第3（第5条関係）

記 番 号
年 月 日

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 殿

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって申請のあった〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金については、下記の理由により交付できませんので、交付要綱第5条の規定により通知します。

記

様式第4（第8条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業計画変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金に係る補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 計画の変更の内容
- 3 計画の変更を必要とする理由
- 4 計画の変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費（補助事業に要する経費及び補助対象経費）の配分及びその算出基礎（新旧対比のこと。）

（注）中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第 5（第 9 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業事故報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金に係る補助事業の事故について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対してとった措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 6（第 10 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた情報通信利用促進支援事業費補助金に係る補助事業の遂行状況及び収支の状況について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実績概要
- 3 補助対象経費の区分別の実績概要

様式第 7－1（第 1 2 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（手話翻訳映像提供促進助成金交付業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算

(1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合 計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した 経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計 画 額	実 績 額	計 画 額	実 績 額	交 付 決 定 額	実 績 額
合 計						

イ 支出内訳

様式第 7－2（第 1 2 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（字幕番組、解説番組及び手話番組
制作促進助成金交付業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、
情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算

(1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合 計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した 経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計 画 額	実 績 額	計 画 額	実 績 額	交 付 決 定 額	実 績 額
合 計						

イ 支出内訳

様式第 7－3（第 1 2 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（生放送字幕番組普及促進助成金交付業務）実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
- 3 補助事業の収支決算

(1) 収入

補助金充当額	円
自己資金	円
合 計	円

(2) 支出

ア 総括表

	補助事業に要した 経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計 画 額	実 績 額	計 画 額	実 績 額	交 付 決 定 額	実 績 額
合 計						

イ 支出内訳

様式第 7－4（第 1 2 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業
（先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業）
実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、
情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の収支決算
別紙 1 のとおり
- 4 補助事業の取得設備・備品一覧表
別紙 2 のとおり
- 5 補助事業の成果
別紙 3 のとおり

補助事業の収支決算

1 収支総括表

情報通信利用促進支援事業費補助事業 （先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業）			
	I. 先進的設備等を活用した 放送コンテンツ製作促進事業費 (a)	II. 業務管理費 (b)	合計 (a+b)
交付決定額	円	円	円
補助金の 額の実績額 (①+②)	円	円	円
内 訳	実績報告 時に請求 する額 (①)	円	円
	請求済額 (②)	円	円

2 詳細収支決算表

支出の部 (円)				収入の部 (円)		備考
経費の区分	補助事業に 要した経費 (総事業費)	うち 補助対象 経費	補助金の 額の 実績額			
I. 先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進事業費				情報通信 利用促進 支援事業費 補助金		
II. 業務管理費				自己資金等		
合計 (I + II)				合計		

取得設備・備品一覧表

(1) 補助事業において取得・製造した設備・物品

名称	仕様	数量	取得等年月日	製造・取得価格	設置場所（住所）	備考

(作成要領)

1. 取得設備・備品の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

50万円以上の設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

(2) 補助事業において効用の増加がなされた設備・備品

名称	仕様	数量	効用の増加 年月日	設備・備品の額		設置場所（住所）	備考
				増加前	増加後		

(作成要領)

1. 効用の増加がなされた設備・備品の計上について

効用の増加がなされた設備・備品毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

50万円以上の効用の増加がなされた設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

補助事業成果報告書

補助事業の名称	
補助事業の概要	

【実施内容と成果】

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業（利用者向けデジタル活用支援推進事業）
実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、
情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の収支決算
別紙 1 のとおり
- 4 補助事業の取得設備・備品一覧表
別紙 2 のとおり
- 5 補助事業の成果
別紙 3 のとおり

別紙 1

補助事業の収支決算

(1) 収支総括表

情報通信利用促進支援事業費補助事業（利用者向けデジタル活用支援推進事業）			
	I. 利用者向けデジタル活用支援推進事業費（a）	II. 業務管理費（b）	合計（a+b）
交付決定額	千円	千円	千円
補助金にかかる実績額	円	円	円
請求済額	円	円	円

(2) 詳細収支決算表

経費の区分	経費の項目	交付決定額 （千円）	補助事業に要した経費（総事業費） （円）	補助対象経費 （円）	補助金充当額 （千円）	収入 （円）		備考
I. 利用者向けデジタル活用支援推進事業費						補助金		
II. 業務管理費						自己資金等		
I 及び II の合計						合計		

別紙 2

取得設備・備品一覧表

(1) 補助事業において取得・製造した設備・物品

名称	仕様	数量	取得等年月日	製造・取得価格	設置場所（住所）	備考

(作成要領)

1. 取得設備・備品の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

50万円以上の設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

(2) 補助事業において効用の増加がなされた設備・備品

名称	仕様	数量	効用の増加年月日	設備・備品の額		設置場所（住所）	備考
				増加前	増加後		

(作成要領)

1. 効用の増加がなされた設備・備品の計上について

効用の増加がなされた設備・備品毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

50万円以上の効用の増加がなされた設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

別紙 3

補助事業成果報告書

補助事業の 名称	
補助事業の 概要	

【実施内容と成果】

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
〇 〇 〇 〇 殿

住 所
名 称

補助事業者の名称 代表者氏名（注 1）

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助事業
地域サテライトオフィス整備推進事業
実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、
情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の完了年月日
- 3 補助事業の収支決算
別紙 1 のとおり
- 4 補助事業の取得設備・備品一覧表
別紙 2 のとおり
- 5 補助事業の成果
別紙 3 のとおり

（注 1）コンソーシアムにあっては、

「コンソーシアム代表団体名

代表者名 ）」

と記載すること。

補助事業の収支決算

1 補助事業対象経費の内訳

(単位：円)

区分	費目	種別	交付決定額	補助対象経費	補助金	備考
支出	(1) 直接経費					
	物品費	設備備品費				
		消耗品費				
		計				
	人件費・謝金	事業担当者				
		事業補助者				
		謝金				
		計				
	旅費	旅費				
		委員等旅費				
		委員等調査費				
		計				
	その他	外注費				
		計				
	(2) 一般管理費					
	合計					
収入	情報通信技術利活用事業費補助金（一般会計）					
	自己資金					
	その他					
	合計					

※補助事業の実施に際し、収入を得た場合や取引相手先からの納入遅延金が発生した場合には、収入の欄における「その他」に計上すること。

2. 補助事業費

(単位：円)

補助対象経費	
補助対象外経費	
補助事業費 合計	

取得設備・備品一覧表

(1) 補助事業において取得・製造した設備・物品

名称	仕様	数量	取得等年月日	製造・取得価格	設置場所（住所）	備考

(作成要領)

1. 取得設備・備品の計上について

製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

50万円以上の設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

(2) 補助事業において効用の増加がなされた設備・備品

名称	仕様	数量	効用の増加 年月日	設備・備品の額		設置場所（住所）	備考
				増加前	増加後		

(作成要領)

1. 効用の増加がなされた設備・備品の計上について

効用の増加がなされた設備・備品毎に計上する。ただし、設備・備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。

2. 製造又は取得価格について

50万円以上の効用の増加がなされた設備・備品を計上する（据付費及び付帯経費は除く）。

補助事業成果報告書

補助事業の 名称	
補助事業の 概要	

【実施内容と成果】

様式第 8（第 1 4 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度情報通信利用促進支援事業費補助金精算（概算）払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた補助事業について、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 精算（概算）払請求金額（単位は円とし、算用数字を使用すること。）
- 3 概算払いの場合は、請求金額の算出内訳及び概算払いを必要とする理由を記載すること。

様式第 9（第 16 条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

〇〇年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（交付要綱第 13 条による額の確定額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注 1）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 10（第 19 条関係）

取 得 財 産 等 管 理 台 帳

（単位：円）

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	保 管 場 所	補助率	備 考

- （注） 1 財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍・資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 3 取得年月日は、検収年月日とすること。

取 得 財 産 等 明 細 表（ ○ ○ 年 度 ）

（単位：円）

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	保 管 場 所	補助率	備 考

- （注） 1 対象となる取得財産等は、当該事業年度において取得した財産とする。
- 2 財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍・資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 取得年月日は、検収年月日とすること。